

ID: 303

担当部署: 経済部 農務課 農政係

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市風連米乾燥調製施設条例 第7条第1項(第15条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成18年条例第165号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第7条 乾燥調製施設を利用するもの(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。 (1) 他の利用者に、不利益を及ぼすおそれがあると認められるとき。 (2) 乾燥調製施設の管理上支障があると認められるとき。 【基準】 根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (公共施設の利用の不許可等) 第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。 2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日